平成 19 年 10 月 26 日 規 程 第 17 号 改正 令和 4 年 3 月 2 5 日規程第 19 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学(以下「法人」という。)における工事、製造、財産の購入及び役務その他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名 競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。 (取引停止の措置)

- 第3条 契約担当役は、国立大学法人筑波技術大学契約事務取扱規程(平成17年規程第62号。 以下「契約事務取扱規程」という。)第7条第1項又は第2項により一般競争及び指名競争に参加者の資格を得たもの又はその他の者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、別表各項及びこの規程の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。
- 2 他の公共機関からの情報により業者が別表に掲げる措置要件の一に該当すると知り得た 場合は、法人が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合には、取引停止を行うも のとする。

(取引停止に係る特例)

- 第4条 業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当した場合の取引停止期間は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が別表各項の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各項に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍)の期間とする。
- 3 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表第1 1項から第15項の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当 該各項に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍)の 期間とする。
- 4 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2 項の規定による取引停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を 当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 5 前項に規定する場合のほか、別表第13項の措置要件に該当した場合において、課徴金 減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、取引停止の期間を2分の1とする。

- 6 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らか となった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 8 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は 見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

(取引停止の通知)

第6条 契約担当役は、第3条の規定による取引停止、第4条第7項の規定による取引停止 の解除及び第5条の規定による指名停止の取り消しの措置を講じるときは、直ちに取引停 止とする業者に対し、別紙様式により通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が法人の契約に係る工事等の全部又は一部の下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではないものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

- 第8条 契約担当役は、第3条の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。
- 第9条 契約担当役は、第3条又は第7条の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む 共同企業体について、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止 を行うものとする。

(警告又は注意の喚起)

第10条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年11月24日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

取引停止の措置基準

(底偽記載) 1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (適失による程権を契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を相難にした場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を相難にした場合において、契約不適合が重大であると認められるときを除く。) 4 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を担難にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が整微であると認められるときを除く。) 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害・経額なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関はおける契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。カトリ以内 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者者しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が、当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から、当該認定をした日から、当該認定をした日から、当該認定をした日から、当該認定をした日から、当該認定をした日から、当該認定をした日から、日本政策法違反行為) 6 本学発注の契約に関し、業者が建設業法(昭和2 4 年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 7 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内	取引停止の措置基準	
 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗棒な契約の履行) 本学発注の契約の履行) 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が整徴であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるときを除く。) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切でより生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害をした日からの公果に関いまける契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者を生じさせたと認められるとき。(安全管理付置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 2 地が見以内 当該認定をした日から 当該認定をした日から 当該認定をした日から 当該認定をした日から 年末常第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 本学発注の契約	措 置 要 件	取引停止期間
て、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑な契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるときを除く。) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (安全管理情置の不適切により生じた履行関係者事故) 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 1 か月以内	(虚偽記載)	
として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑な契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽徴であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を組織にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(女全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽徴なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (女全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、現行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (女全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (神政業社違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法)の19)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	1 本学発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約におい	当該認定をした日から
(過失による相雑な契約の履行) 2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を相雑にした場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を相雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。。(交全管理精置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、最行関係者に知て、当該事故が重大であると認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	て、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方	1か月以上
2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした 場合 (引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に 適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約 不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を 粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であるとき。(契約不適合が軽微であるとき。(契約不適合が軽微であるとき。) (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が 一 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内 3 か月以内 3 か月以内 3 が月以内 3 が見いてあるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 4 か月以内 3 が月以内 3 が月以内 3 が認りであったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認 4 か月以内 3 が認りであったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認 4 か月以内 3 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内 3 当該認定をした日から 4 か月以内 5 当該認定をした日から 4 か月以内 5 1 が月以上 9 か月以内 1 か月以上	として不適当であると認められるとき。	6か月以内
場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (安全管理方と、大場関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。) 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	(過失による粗雑な契約の履行)	
適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約 不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を 相雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められる とき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9か月以内 1 か月以上	2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした	当該認定をした日から
不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であると認められるときを除く。) 3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽徹なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 6 健設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 6 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	場合(引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に	1か月以上
3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を 粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められる とき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9か月以内 1 か月以上	適合しないもの(以下「契約不適合」という。)において、契約	6か月以内
3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を 粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められる とき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	不適合が重大であると認められるとき。(契約不適合が軽微であ	
とき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から当該認定をした日から「地の公共機関における契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。イ本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 1 か月以上	ると認められるときを除く。)	
とき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 4 か月以内 当該認定をした日から当該認定をした日から全世に表情において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を	当該認定をした日から
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者者しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められる	1か月以上
4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者者しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽 徹なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じ させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	とき。	3か月以内
のたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が当該認定をした日から当該認定をした日から、させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	4 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ	当該認定をした日から
5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽	1か月以上
不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、 又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1か月以上 9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	6か月以内
又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1か月以上 9か月以内 1か月以上	5 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が	当該認定をした日から
れるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、	1か月以上
(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故) 6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認めら	3か月以内
6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	れるとき。	
ったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)	
かられるとき。 7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じ させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	6 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ	当該認定をした日から
7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が 不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じ させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24 年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1か月以上 9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約	ったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認	2週間以上
不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1か月以上 9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1か月以上	められるとき。	4か月以内
させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (建設業法違反行為) 8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上9か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が	当該認定をした日から
(建設業法違反行為) 3 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24年) 当該認定をした日から 年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1か月以上 イ本学発注の契約 1か月以内 口他の公共機関発注の契約 1か月以上	不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じ	2週間以上
8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24 年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1か月以上 9か月以内 口 他の公共機関発注の契約 1か月以上	させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	2か月以内
年法律第100号) の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と して不適当であると認められるとき。 イ 本学発注の契約 1 か月以上 9 か月以内 ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	(建設業法違反行為)	
して不適当であると認められるとき。	8 次のイ又は口に掲げる契約に関し、業者が建設業法(昭和24	当該認定をした日から
イ 本学発注の契約1か月以上9か月以内1か月以上	年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方と	
ロ 他の公共機関発注の契約 9 か月以内 1 か月以上	して不適当であると認められるとき。	
ロ 他の公共機関発注の契約 1 か月以上	イ 本学発注の契約	1か月以上
		9か月以内
	ロ 他の公共機関発注の契約	1か月以上
9か月以内		9か月以内

(契約違反)

9 第2号に掲げる場合のほか、本学発注の契約の履行に当たり、 契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められると き。

(落札決定後の契約辞退)

10 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、 落札の決定後に契約締結を辞退したとき。

(贈賄)

- 11 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行 った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 されたとき。
 - イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員 (代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以 下「代表役員等」という。)
 - ロ 業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業 所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、イ に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)
 - ハ 業者の使用人で口に掲げる者以外の者(以下「使用人」とい う。)
- 12 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行 った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起 され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - イ 代表役員等
 - 口 一般役員等
 - ハ 使用人

(独占禁止法違反行為)

- 13 次のイ又はロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方 として不適当であると認められるとき。
 - イ 本学発注の契約
 - ロ 本学以外の業務の場合

(競売入札妨害又は談合)

14 本学発注の契約に関し、次のイ又は口に掲げる者が競売入札妨 │逮捕又は公訴を知った日か

当該認定をした日から 2週間以上

4か月以内

当該認定をした日から 1か月以上

4か月以内

逮捕又は公訴を知った日か 5

4か月以上

12か月以内

3か月以上

9か月以内

2か月以上

6か月以内

逮捕又は公訴を知った日か

3か月以上

9か月以内

2か月以上

6か月以内

1か月以上

3か月以内

当該認定をした日から

3か月以上

12か月以内

2か月以上

9か月以内

害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。

イ 代表役員等

ロー般役員等又は使用人

15 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入 札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴 を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等又は使用人

(不正又は不誠実な行為)

16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為 をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(その他)

17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当た る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは 1か月以上 刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当 9か月以内 であると認められるとき。

4か月以上

12か月以内

3か月以上

12か月以内

逮捕又は公訴を知った日か

3か月以上

12か月以内

2か月以内

12か月以内

当該認定をした日から

1か月以上

9か月以内

当該認定をした日から

年 月 日

あて

国立大学法人筑波技術大学 契約担当役 事務局長

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引をしないこととしましたので通知します。

記

- 1. 取引停止の期間
- 2. 取引停止理由

以上

年 月 日

あて

国立大学法人筑波技術大学 契約担当役 事務局長

取引停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

- 1. 変更後の取引停止の期間
- 2. 期間変更の理由

以上

年 月 日

あて

国立大学法人筑波技術大学 契約担当役 事務局長

取引停止解除通知書

先に、 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。